

鳥栖市予約型乗合タクシー実証運行調査業務仕様書

1. 業 務 名 鳥栖市予約型乗合タクシー実証運行調査業務

2. 業務目的

駅やバス停が遠いことで公共交通を利用しづらい、ダイヤの時間的空白に不便を感じているといった日常生活における移動の不便さを解消するため、鳥栖市予約型乗合タクシーの実証運行を実施する。

本業務は、「鳥栖市地域公共交通計画」の内容をふまえ、便利で快適に移動できる効率性の高い公共交通網を実現し、免許返納者をはじめ、自らの移動手段を持たない交通弱者や交通不便地域を解消するための移動手段として機能し得るかを検証する。

また、鳥栖市予約型乗合タクシー実証運行事業において、実証運行計画の作成支援、事業手続き・会議運営等の支援、予約・配車システムの構築、会員登録・管理、電話予約の受付、広報・周知活動、事業効果の検証といった市が実施する一連の取組を技術的に支援することを目的とする。

3. 業務範囲 本業務の対象範囲は、本市全域とする。

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

なお、鳥栖市予約型乗合タクシー実証運行期間は令和7年11月1日（土）から令和8年3月31日（火）を予定する。

5. 実証運行計画（案）の概要

実証運行計画の概要については次のとおりとする。ただし、概要は公募開始時点での予定であり、今後の協議により変更となる可能性がある。

運営主体	鳥栖市
運行の様態	区域運行（道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業、または第21条貸切乗合の許可を取得する見込み）
運行予定期間	令和7年11月1日～令和8年3月31日
利用対象者	鳥栖市内在住者及びその同行者を基本とする （実証運行期間のため市内在住者に限定する）
運行方式	路線を定めず、利用者の需要（予約）に応じた乗合で運送 ・予約配車システムを活用することで、乗降場所や時刻が近い

	利用者が乗り合わせて利用する方式 ・乗降場所は自宅または自宅付近、区域内の指定乗降場所のみ ・停留所看板等を作製し、現地に設置する
利用方法	①利用者は事前に利用登録の申請を行う ②利用する際は、電話又はスマートフォン又はパソコンで事前に予約して利用する
運行エリア	鳥栖市内を2地区(北・南)に分けて曜日別に運行 (月・水・金：北エリア、火・木・土：南エリア)
運行日	月曜日～土曜日 (日曜、祝日、12月29日～1月3日は運休)
運行時間帯	午前9時～午後5時まで
予約受付時間	午前9時～午後5時まで ※利用日の1週間前から利用時刻の30分前まで ※午前9時台に利用される場合は前日までの予約
利用料金	未定 ※タクシーと路線バスの運賃を参考に一律に設定 ※高齢者福祉乗車券を利用可、身障者や小学生料金を設定
乗降場所	未定(事前に登録する自宅等のほか、公共施設、医療施設、商業施設、金融施設、交通結節点等の指定乗降場所を150か所以上予定)
車両・台数	タクシー車両(定員5人)2台 ※市内タクシー会社(4社)を想定

6. 業務内容

(1) 実証運行計画の作成支援

- 予約型乗合タクシーの実証運行にあたり、実証運行計画(案)について技術的助言を行うとともに、運行エリア・停留所設置案を示す図面類の作成を補助すること。
- 令和6年度に実施した公共交通に関する市民アンケート調査結果等をもとに乗降場所や区域の検討を行うこと。この検討に必要となる市民アンケート調査結果等のデータは市から貸与する。

(2) 事業手続き・会議運営等の実施支援

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の要件をふまえ、実証運行計画に基づく国への申請書等の作成支援を行うこと。
- 実証運行にあたって必要となる地域公共交通会議に同席し、実証運行計画

の内容に関する技術的助言等の支援を行うこと。（1回を予定）

- 実証運行に係る会議資料及び会議議事録の作成に必要な場合は受注者もその作成に協力すること。

（３）実証運行の実施業務

①予約型乗合タクシーの予約・配車システムの構築

- 実証運行計画（案）をふまえた予約型乗合タクシーの予約・配車システムを構築し、運行ルールや停留所等の設定を行うこと。
- 実証運行期間において予約・配車システムの保守・管理を行い、故障・トラブル等の発生時は早急な復旧に努めるとともに、利用者、発注者及び運行事業者等からの問い合わせに円滑に対応すること。
- システムの不正アクセスやウイルス感染の対策は適切に行うこと。
- 実証運行期間中に運行計画の変更や乗降場所の追加・削除などの変更が柔軟かつ即時にできること。

②システム運用に必要な物品の確保

- 予約・配車システムの運用に必要となる車載端末（リースで2台を想定／通信契約含む）や取付器具等の物品の調達・設定を行うこと。
- 予約・配車システムと同様、実証運行期間において保守・管理を行い、故障・トラブル等の発生時は早急な復旧に努めること。

③事業関係者への説明・指導

- 実証運行の開始前に、発注者及び運行事業者へシステムや車載端末等の操作説明講習を実施すること。
- 運行事業者の実証運行開始前における相談・支援を行うこと。

④車両掲示マグネットの作製

- 運行車両に掲示するマグネットシートのデザイン制作及び作製を行うこと。

⑤停留所の設置協議及び停留所看板等の作製・設置

- 予約型乗合タクシーの乗り入れを行う停留所候補地に関し、施設関係者（地権者）との停留所看板等の設置に関する協議を発注者と協力して行うこと。なお、公共施設及び道路上に設置する停留所看板等の占用に係る手続き等については市で対応する。
- 候補地に設置する停留所看板等のデザイン制作及び作製を行うとともに、

実証運行開始前に停留所看板等の設置作業を実施すること。

⑥会員登録・会員証発行業務

- 実証運行前・実証運行期間中において、会員申込書・インターネットから申し込みを受けた情報をシステムに登録（入力）し、登録した会員の会員証等を発行すること。
- 収集した個人情報は目的外に使用せず、その管理は適正に行うこと。

⑦電話予約の受付業務（オペレータ業務）

- 利用者からの電話予約の受付及びシステムへの入力（オペレータ業務）を行うこと。会員登録やシステム利用に関する問い合わせ対応も含めて行うものとする。
- 電話予約の受付時間は、原則午前9時から午後5時までとすること。

（４）広報・周知活動の支援

①広報資料・マニュアル等の作成

- 予約型乗合タクシーの広報用ポスター、会員申込書セット（会員申込書、停留所マップ、返信用封筒）、利用案内パンフレット（運行内容・利用方法、停留所マップなどを記載した広報資料）のデザイン制作及び印刷を行うこと。
- 会員登録や乗車予約等を申し込む際の操作方法に関するマニュアルを作成し、受付用WEBページ等で閲覧できるよう準備すること。

②住民説明会の開催支援

- 予約型乗合タクシー実証運行の事前に、市が行う住民説明・会員登録会の支援を行う。住民説明会用の資料を作成するとともに、住民説明・会員登録会に同席して運行内容や利用方法、会員登録方法等に関する説明補助を行う。
- 説明会に同席する回数は3回を予定している。

（５）事業効果検証に係る支援

①利用状況分析の支援

- 地域公共交通会議等への報告にあたり、利用状況分析（利用実績集計データや分析結果等）を整理した中間報告（前月分を翌月10日までに報告）及び最終報告を行うこと。また、問題点の提起や改善策の提案を行うこと。
- 利用状況分析の構成案を作成するとともに、乗合率や待ち時間、車両稼働

率等のデータ処理が必要な指標の作成補助等を実施すること。

②アンケート調査の実施

- 予約型乗合タクシーに関する市民の意向を収集できるよう WEB アンケート等による調査を実施すること。アンケートの実施にあたって、調査票の設計、WEB 回答フォームの作成、回答結果の集計・分析を行う。
- WEB アンケートの周知は予約型乗合タクシーの車内掲示や市公式 LINE での配信を想定している。

7. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令、参考図書等に準拠して実施するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (2) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- (6) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (8) 鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鳥栖市条例第15号）
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び実施要領（国土交通省発行）
- (10) 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット（国土交通省発行）
- (11) 鳥栖市地域公共交通計画（令和7年3月策定）

8. 成果品

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 業務報告書（関係資料） | 一式 |
| (2) (1)を記録した電子媒体 | 一式 |
| (3) 車両掲示マグネット（車両1台に3枚） | 8台分（4社×2台） |
| (4) 停留所看板等 | 150部（変更の場合あり） |
| (5) ポスター | 500部 |

(6) 会員申込書セット (会員申込書、停留所マップ、返信用封筒)

30,000部

(7) 利用案内パンフレット (運行内容・利用方法、停留所マップなどを記載した広報資料)

30,000部

※電子媒体については、(1)をPDF及び加工可能なデータ形式 (ワード、エクセル等) で作成し、提出すること。

9. その他

- 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。
- 本仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではなく、受注者はその専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案を行うことを期待する。
- 契約時における仕様書は、受注者として特定された事業者の企画提案内容に
応じて、協議の上、その内容を変更することができるものとする。
- 令和8年3月に鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画の策定を予定しており、資料作成等に必要なデータ提供や分析について連携し協力すること。
- 補助事業 (国または県) の活用を予定しているため、その申請や実績報告に必要な資料の提出を求めた場合は協力すること。